

業 務 概 況

平成 3 0 年度版



国 土 交 通 省
九州運輸局下関海事事務所

目 次

I 業務の概要

- 管内の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - ①山口県の地勢等、②港湾の概要、③空港の概要
- 運航関係業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～5
 - ①不開港場寄港及び沿岸輸送特許、②旅客船事業関係、③内航海運事業関係
 - ④港湾運送事業関係、⑤倉庫事業関係
- 船舶関係業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～7
 - ①造船事業関係、②船舶登録関係、③モーターボート競走の関係
- 船舶検査関係業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 船員関係業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～11
 - ①船員法適用船舶数及び船員数関係、②船員手帳取扱件数、
 - ③雇入れ届出事務取扱件数、④海技免状取扱件数、⑤小型船舶操縦免許の取扱件数
 - ⑥船員職業紹介実績、⑦船員失業保険金支給実績の推移、
 - ⑧船員労働安全衛生関係業務
- 運航労務監理官業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～12
 - ①船員労務官監査実績、②漁船乗組員安全講習会
- 外国船舶監督官業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 海事産業次世代人材育成推進事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

II 下関海事事務所の概要

- 1. 名称・所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2. 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3. 組織及び主な業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

I 業務の概要

1. 山口県の地勢等

山口県は、本州の最西端に位置し、北東部は広島・島根両県と隣接し、他の三方は海に面し、瀬戸内海を隔てて愛媛県に、関門海峡を隔てて福岡県に、日本海を隔ててアジア大陸に相對している。

三方海に面していることから、半島や島が多く海岸線は起伏に富み、

その延長は長く、約 1,500km におよび、全国で六番目と長い。

下関海事事務所は、山口県の西部に位置している下関市・宇部市・山陽小野田市・長門市を管轄区域としており、管轄区域は面積で山口県全体の 24.4%、人口（平成 30 年 4 月 1 日現在）では 38.0%を占めている。



2. 港湾の概要

管内には、港湾法に基づく国際拠点港湾（特定重要港湾）の下関港、重要港湾である宇部港・小野田港がある。さらに、下関港は、中枢国際港湾の一つに位置づけられており、日本海側拠点港湾 19 港のうち総合的拠点港湾 5 港の一つに選定されており、北九州港とともに 5 大港の一つである関門港の一部を成している。

また、下関港の新港地区（長州出島）では、MSC クルーズ社が東アジアの大型クルーズ船の受入拠点とし利用を図るとして、「国際クルーズ拠点港を形成する港湾」に選定されており、クルーズ客船の誘致にも力を入れているところである。

クルーズ客船寄港実績

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
下関港	8	10	17	57	37
うち 長州出島	1	1	3	40	23
その他	7	9	14	17	14

3. 空港の概要

管内には、訪日誘客支援空港である山口宇部空港があり、これまで海外からの誘客についてはチャーター便に限られていたが、平成 28 年から冬季ダイヤ期

間のみであるが、LCCによる1日1便で週3便（月・水・土曜日）の定期航路が開設されている。なお、国内線は宇部～羽田間の一路線で1日10便が運航している。

空港の利用実績としては、平成29年度において国際線で17,618人（利用率で72.9%）、国内線で971,044人（利用率で70.2%）となっている。

運航関係業務の概況

監理・運航担当

1. 不開港場寄港及び沿岸輸送の特許関係

平成29年度における不開港場への外国船寄港の特許件数は、121件、沿岸輸送の特許件数は40件である。

沿岸輸送特許は、大半が運航者の業務上の使用品である空コンテナの輸送である。

特許処理件数の推移

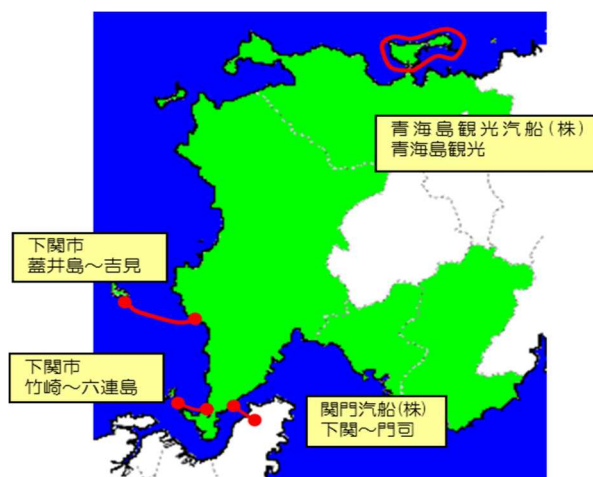
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
不開港場寄港	135	104	126	117	121
沿岸輸送	13	47	53	69	40

2. 旅客船事業関係

管内の旅客船事業者は、一般旅客定期航路事業者が4者5航路、旅客不定期航路事業者が6者、7航路となっている。

なお、一般旅客定期航路は、観光航路が2航路、生活航路が2航路となっている。

また、下関港と韓国・釜山港との間には、1970年から対外旅客定期航路が隔日で運航していたが、1983年から韓国側法人との共同運航により、毎日運航が開始され現在に至っている。



○ 管内における旅客船事業者数の推移

各年度4月1日 現在

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
一般旅客定期航路事業者	4(5)	4(5)	4(5)	4(5)	4(5)	4(5)
不定期航路事業者	6(7)	6(7)	6(7)	6(7)	6(7)	6(7)
対外旅客定期航路事業者	2	2	1	1	1	1
対外貨物定期航路事業者	1	1	1	1	1	1

（注）（ ）内は航路数を示す。なお、事業者数及び航路数には休止も含まれている。

3. 内航海運事業関係

管内における総トン数 100 トン以上の船舶を使用して事業を行う登録事業者は、平成 30 年 3 月時点で 38 事業者（運送事業 7 者、船舶貸渡事業 31 者）となっている。

（１）内航海運事業者数の推移

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
運送業	7	7	7	7	7
船舶貸渡業	36	35	32	32	31

（２）内航海運事業者の使用船舶数及び支配船腹量の推移

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
支配隻数	65	69	66	68	67
支配船腹量	105,410	113,117	111,623	134,466	132,770

4. 港湾運送事業関係

管内の港湾運送事業法に基づく指定港は、関門港（下関港）、宇部港、小野田港の 3 港湾で、平成 30 年 3 月時点で、事業者数 15 者（17 業種）となっている。

管内における平成 29 年度の船舶積卸し実績は、19,074 トンとなっている。なお、港別取扱量では、下関港（11.2％）、宇部港（84.3％）、小野田港（4.5％）となっている。また、品目別取扱量では、下関港で実入りコンテナ（48.2％）、宇部港で石炭（54.2％）、小野田港で金属くず（35.7％）がそれぞれ首位となっている。

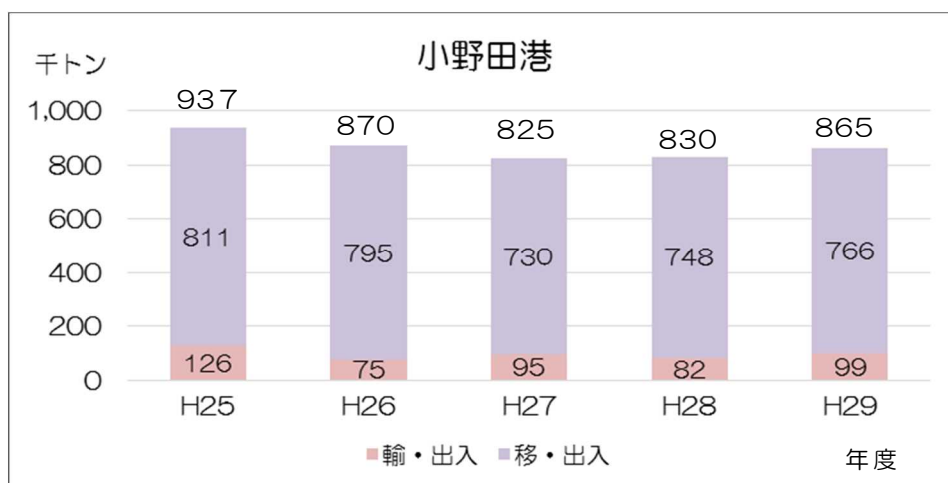
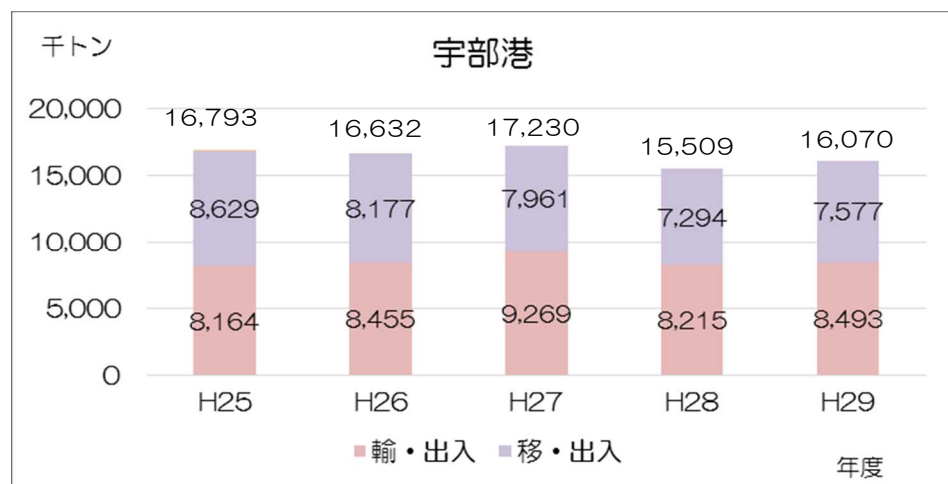
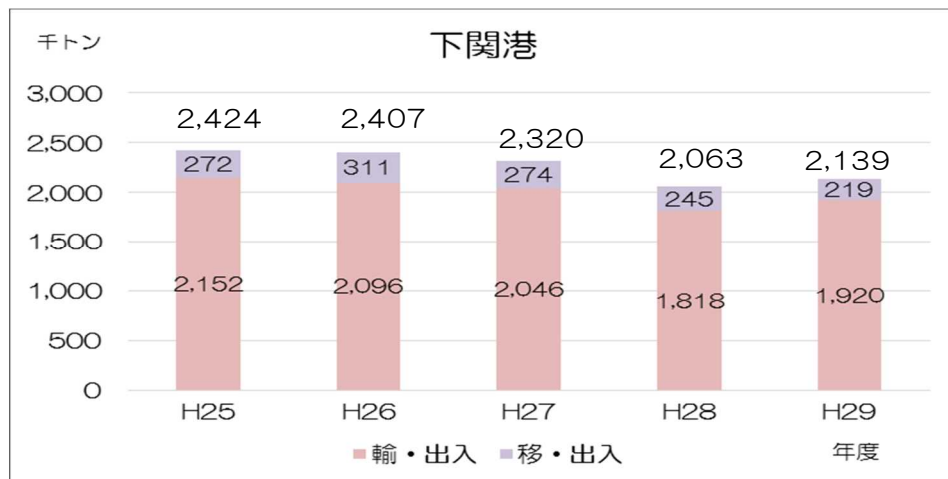
（１）港湾運送事業者

H30年3月末現在

港 \ 業種	事業者数	業 種					
		一般	港湾荷役			はしけ	いかだ
			一貫	船内	沿岸		
下関港	5	2	3	0	1	0	0
宇部港	6	2	3	0	2	0	0
小野田港	4	0	3	0	1	0	0

（注）兼業している事業者があるため事業者数合計と合わない。

(2) 港湾荷役実績



5. 倉庫事業関係の概況

管内の平成 29 年度末の事業者数は、普通倉庫 39 者、冷蔵倉庫 14 者となっている。

庫腹量は、1～3 類倉庫 101 千㎡、冷蔵倉庫 283 ㎡となっている。

(1) 事業者数及び庫腹量の推移

		H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末
1～3類倉庫	事業者数	32	32	32	34	31	31
	庫腹量 (㎡)	116,775	116,660	120,114	114,096	101,238	101,238
野積倉庫	事業者数	3	3	3	3	1	1
	庫腹量 (㎡)	337,758	405,885	405,885	405,885	404,412	393,712
貯蔵槽倉庫	事業者数	1	1	1	1	1	1
	庫腹量 (㎡)	176,400	176,390	176,390	176,390	176,390	176,390
危険物倉庫	事業者数	6	7	5	5	6	6
	庫腹量 (㎡)	3,464	3,294	3,294	3,294	2,914	2,914
冷蔵倉庫	事業者数	15	14	14	13	14	14
	庫腹量 (㎡)	286,355	283,323	283,323	283,323	283,323	283,323

(2) 普通倉庫及び冷蔵倉庫の入庫高 (平成 29 年度)

○ 普通倉庫

単位：トン

農水産品	17,512
金 属	6,805
金属製品機械	1,922
窯業品	11,081
化学工業品	404,020
紙・パルプ	2,762
繊維工業品	0
食料工業品	36,443
雑工業品	32,140
雑 費	4,755,399
合 計	5,268,084

○ 冷蔵倉庫

単位：トン

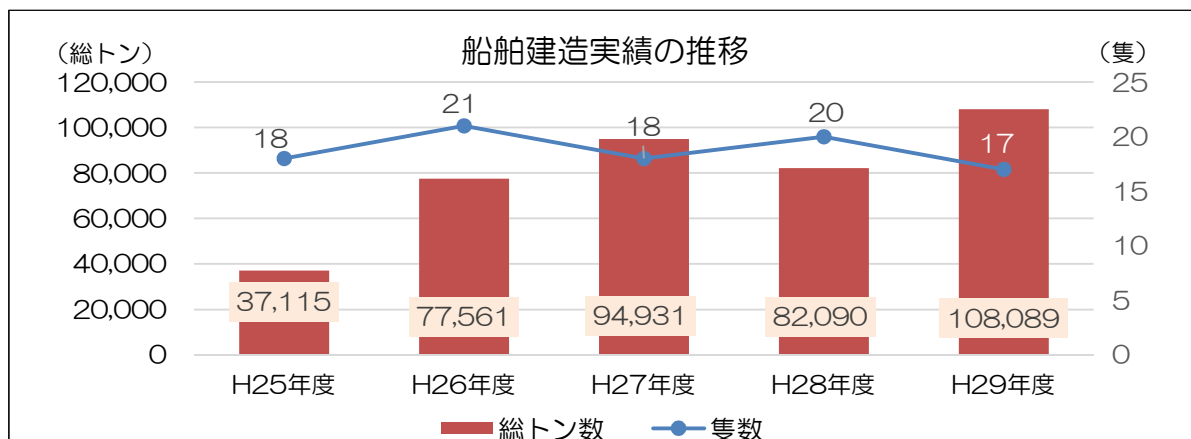
生鮮水産物	1,293
冷凍水産物	79,342
塩干水産物	3,824
水産加工品	11,897
畜産物	14,692
畜産加工品	5,422
農産物	12,643
農産加工品	4,183
冷凍食品	17,388
その他	14,710
合 計	165,394

船舶関係業務の概況

船舶担当

1. 造船事業の概況

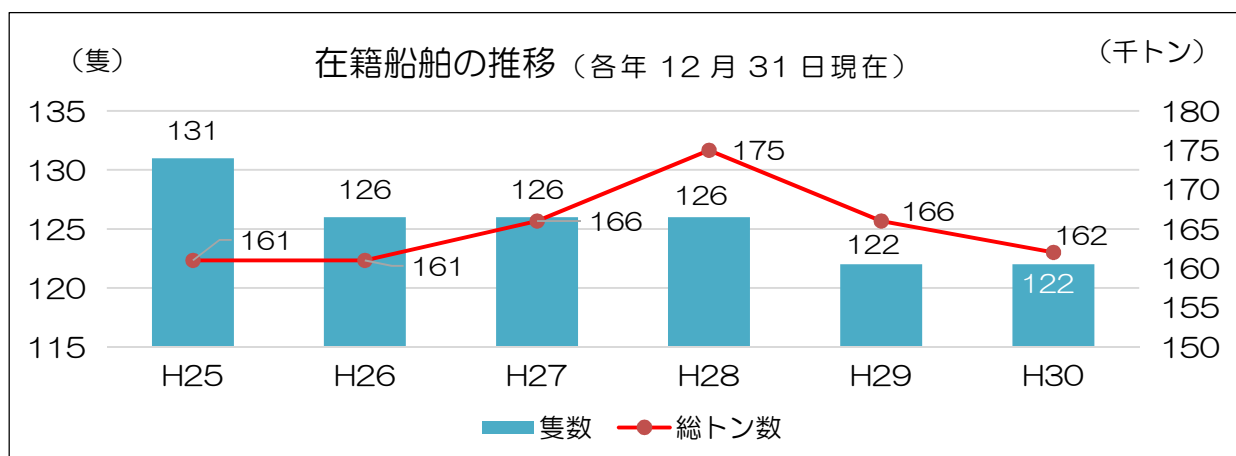
造船所では、大型フェリー、油・ケミカルタンカー、貨物船、セメント船、巡視艇、調査船などの新造船を建造するとともに、船舶の修繕についても事業として行っている。



2. 船舶登録の概況

管内における登録船舶（総トン数20トン以上）の状況は、平成30年12月31日現在、122隻、合計総トン数は161,755.18総トンとなっている。用途別の隻数は、油槽船が40隻で最も多く、2番目に特殊船が26隻、以下は一般貨物船が16隻、漁船が14隻、官庁船が10隻となっている。

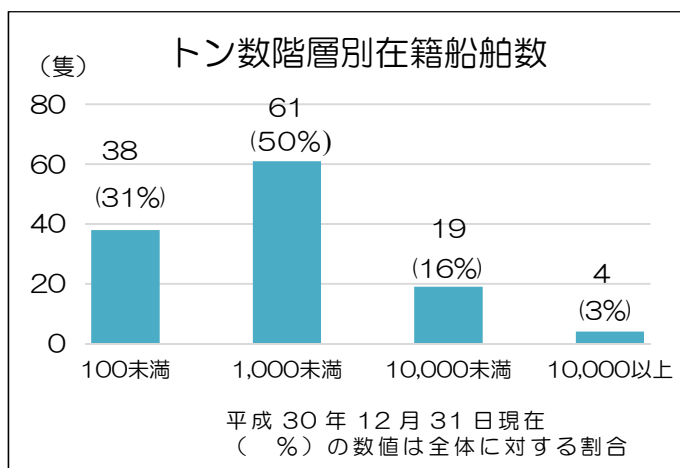
また、管内の在籍船の大半（81.4%）は1,000総トン未満となっている。



◎用途別在籍船舶数

一般貨物船	16
漁船	14
フェリー	1
油送船	40
砂利船	0
官庁船	10
特殊船	26
その他	15
合 計	122

（平成30年12月31日現在）



3. モーターボート競走の概況

管内には、下関競走場がありモーターボート競走が施行されている。下関競走場の概要と売上額等の推移は以下のとおりである。

また、平成 29 年 4 月 1 日よりナイトレースを開始しており、これは全国 6 番目、中国地方初の取り組みとなっている。

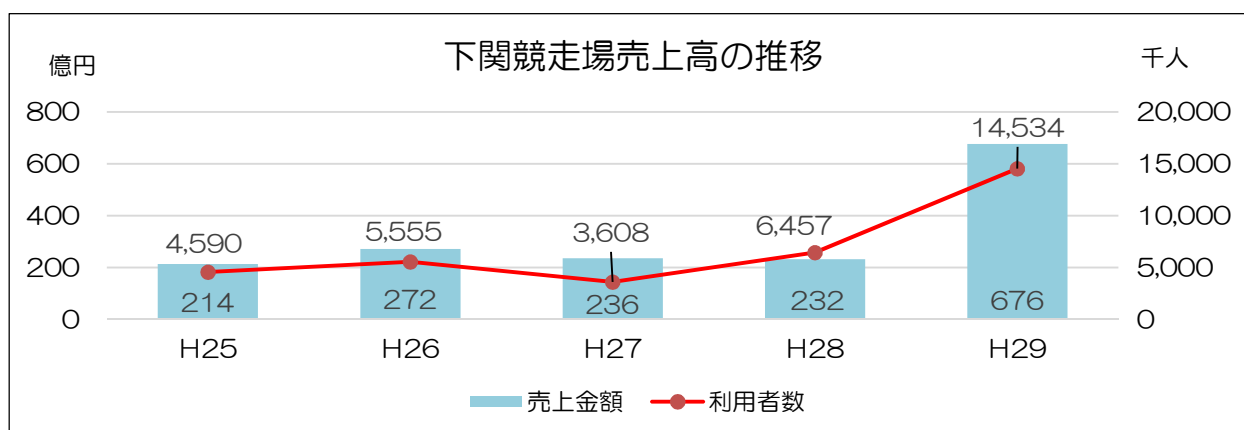
その取り組みにより、平成 29 年度の売上高は対前年比で 191%増、利用者数は対前年比で 125%増となっている。

(1) 下関競走場の概要

(平成 30 年 10 月 1 日現在)

競走場名	施行者名	開催日数 (H29年度)	施行者 指定年月日	場外発売場
下関競艇場	下関市	186日	昭和29年8月24日	ミニポートピア山口あじす オラレ下関

(2) 下関競走場の売上高及び利用者の推移



(単位：売上高は億円、利用者数は千人)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
売上金額	214	272	236	232	676
利用者数	4,590	5,555	3,608	6,457	14,534
1 日平均売上金額	1.19	1.42	1.32	1.38	3.63

船舶検査関係業務の概況

検査担当

海上における人命の安全、船舶の堪航性を確保及び海洋汚染防止のため、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、船体、機関、救命設備、消防設備及び海洋汚染防止設備等について設計・製造段階から廃船に至るまでの間、必要な技術基準に適合していることを造船所等で確認している。

また、人的要因による海難事故の発生を防止するため、平成 10 年 7 月に ISM

（安全管理システム）コードが SOLAS 条約に取り入れられ、国際航海船舶に対して審査を実施している。更に平成 12 年 7 月から同コードが適用されていない内航船舶に対しても任意申請による審査を実施している。

なお、検査の種類としては、製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、臨時航行検査、予備検査などがあり、安全基準の適合していることが確認できたものについては、条約証書や船舶検査証書などが発給される。

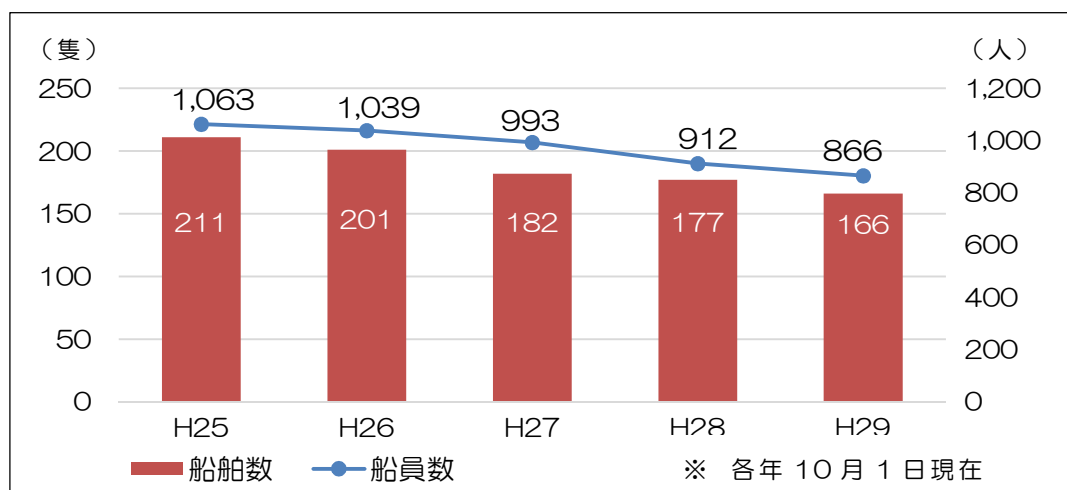
船員関係業務の概況

船員担当

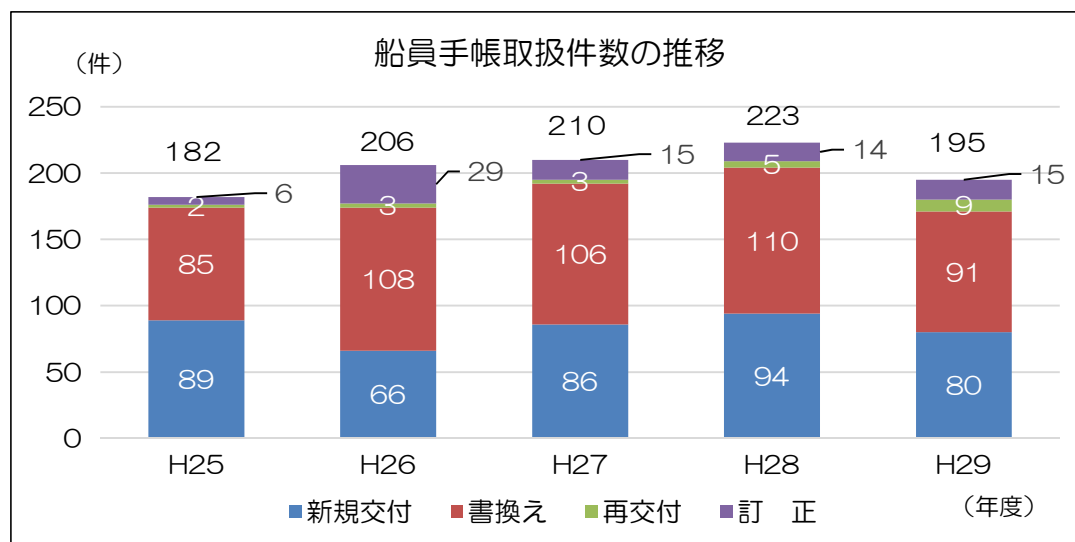
平成 29 年 10 月 1 日現在における管内の船員法適用船舶事業者は 74 者、船舶数は 166 隻、船員数は 866 人となっている（予備船員は除く）。

また、船員の船種別構成については、汽船船員が 64.6%、漁船船員が 17.0%、その他の船員が 18.4%となっている（その他とは、官庁船、曳船、作業船等をいう）。

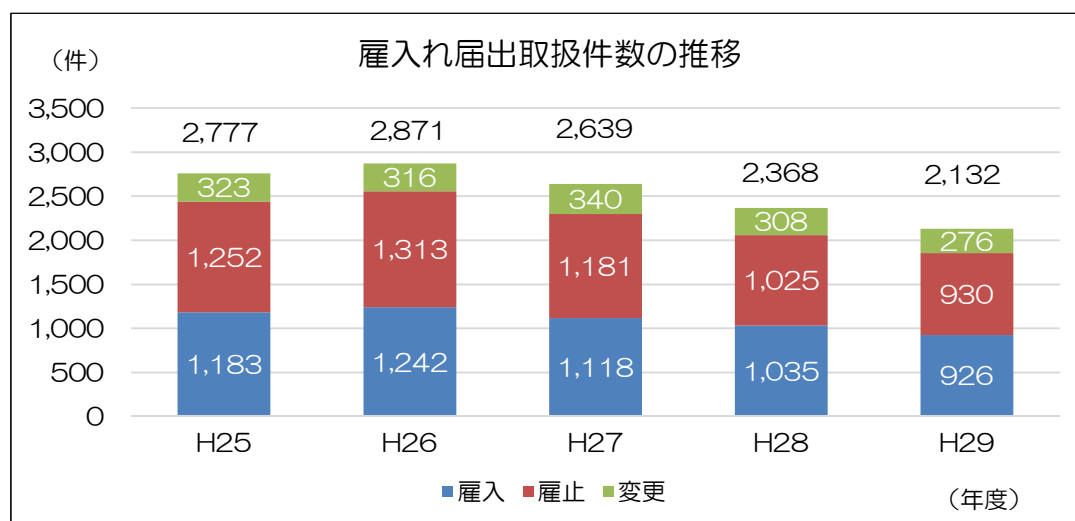
1. 管内における船員法適用船舶数及び船員数の推移



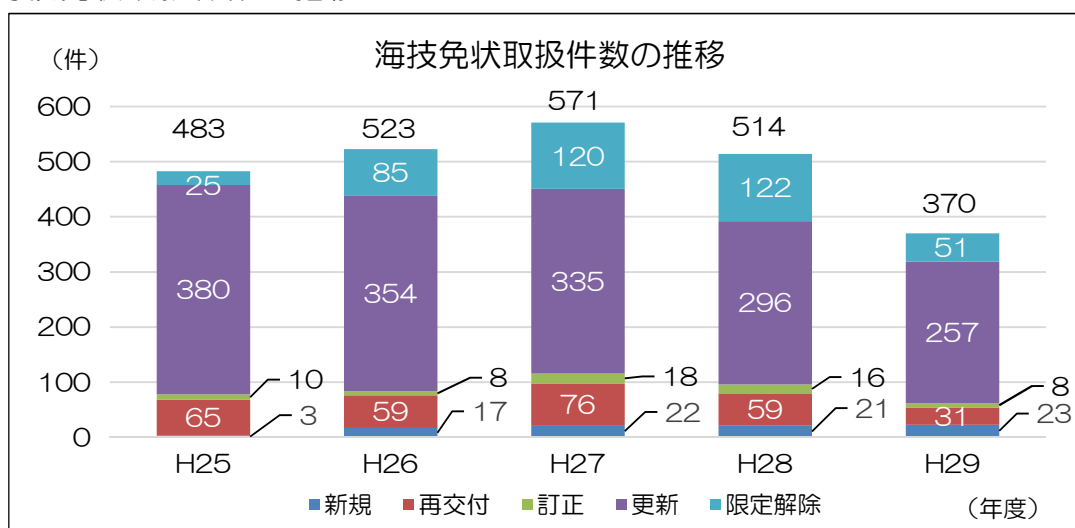
2. 船員手帳取扱件数の推移



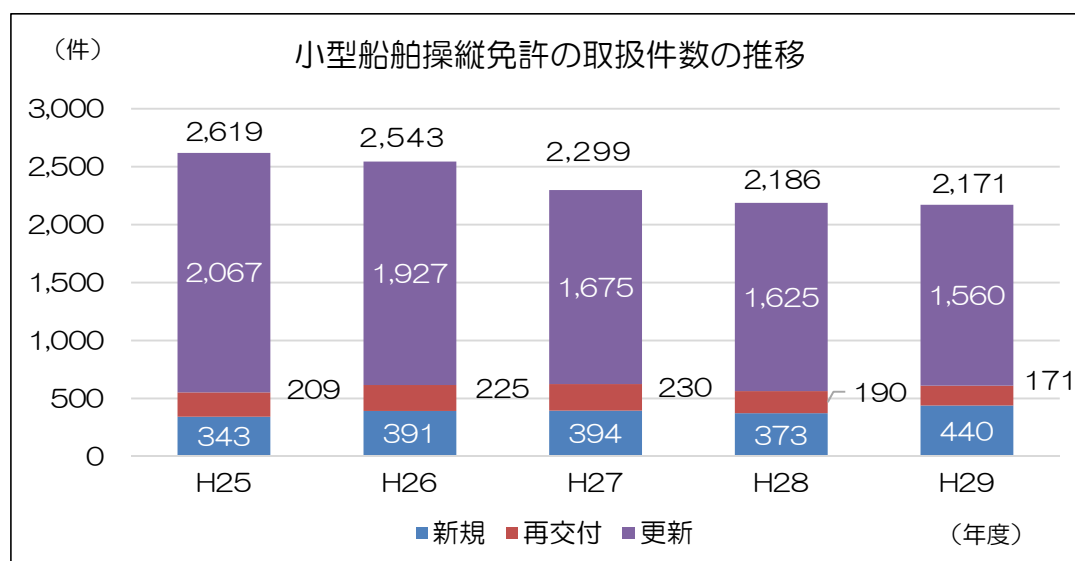
3. 雇入れ届出事務取扱件数の推移



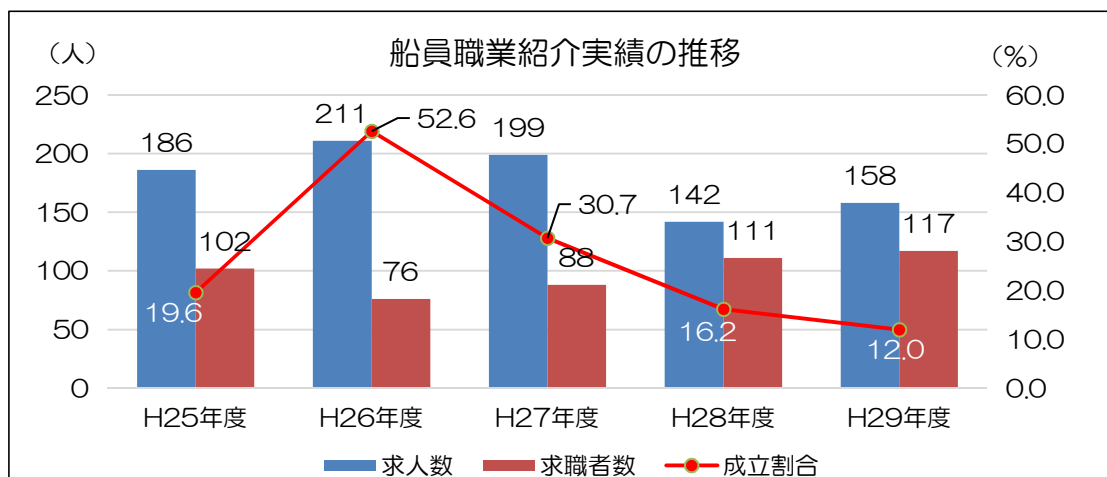
4. 海技免状取扱件数の推移



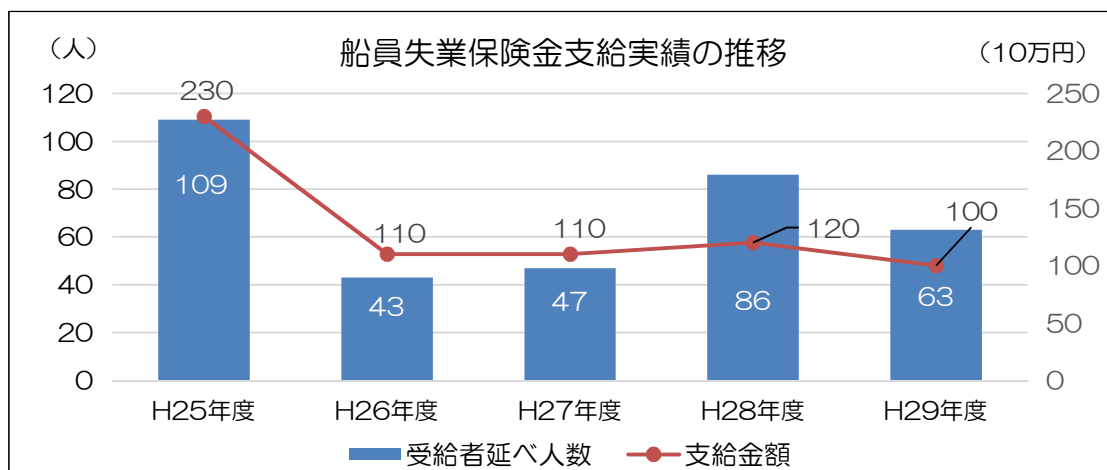
5. 小型船舶操縦免許の取扱件数の推移



6. 船員職業紹介実績の推移



7. 船員失業保険金支給実績の推移



8. 船員労働安全衛生関係業務の概況

- 管内の平成 29 年度における船員災害疾病発生状況は、3 日以上 の休業を要した災害及び疾病について集計したものである。
- 実数でみると災害は 6 人、疾病は 12 人であった。また、千人率で見ると災害は 6.9、疾病は 13.9 となっており、災害及び疾病ともに前年比を下回っている。
- 千人率とは、船員 1,000 人当たりの年間発生率を示し、その他とは官庁船、曳船、作業船等をいう。

(1) 災害発生状況の推移

(単位：人)

	H25年度		H26年度		H27年度		H28年度		H29年度	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	10	15.8	7	12.0	7	12.2	6	10.3	2	3.6
漁船	4	14.7	5	18.6	6	24.8	3	19.9	3	20.4
その他	3	19.2	3	16.0	1	5.6	1	5.6	1	6.3
計	17	16.0	15	14.4	14	14.1	10	11.0	6	6.9

(2) 疾病発生状況の推移

(単位：人)

	H25年度		H26年度		H27年度		H28年度		H29年度	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	13	20.5	12	20.6	9	15.7	8	13.7	10	17.9
漁船	2	7.3	0	0.0	5	20.7	6	39.7	2	13.6
その他	0	0.0	0	0.0	1	5.6	0	0.0	0	0.0
計	15	14.1	12	11.5	15	15.1	14	15.4	12	13.9

運航労務監理官業務の概況

運航労務監理官

運航労務監理官は、船舶運航事業における安全の確保を目的として設置されている執行官であり、次の4つの業務を行っている。

- ① 船員法関係法令に基づき船員の労働条件・労働環境の保護を目的とする船舶及び事業場監査業務
- ② 海上運送法及び内航海運業法に基づく船舶の安全運航の確保を目的とする運航監理業務、船舶運航事業者を対象とした運航安全管理研修会の実施及び運輸安全マネジメント評価の実施
- ③ 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく船舶乗組員に必要とされる海技資格を確認する立入検査業務
- ④ 船員職業安定法に基づく船員派遣事業の適正な運営の確保を目的とする立入業務

なお、監査業務としては、主に事業者が許認可を受けたものと同様の運航を行っているかを確認する「運航管理監査」と、船内で働く船員の労働条件を順守されているか、船内の安全衛生の確保が図られているか等を確認する「船員労務監査」を実施している。

1. 船員労務監査実績の推移

船員労務監査実績の推移

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
監査船舶数	44	51	50	80	81
監査船員数	318	284	244	672	382
事業場監査数	0	0	0	0	0
違反船舶数	3	4	4	7	1
違反件数	4	4	12	8	1
勧告船舶数	7	3	2	4	1
勧告件数	13	4	4	5	1

2. 漁船乗組員安全講習会

下関港及び長門市仙崎港は、中型旋網漁船が基地港としていることから、隔年で漁船乗組員を対象とした安全講習会を開催している。平成30年は9月19日に、

長門市にある山口県漁協野波瀬支店会議室において、漁労中におけるライフジャケット着用の重要性を中心に講習会を実施し、18名が参加した。

外国船舶監督官業務の概況

外国船舶監督官

外国船舶監督官は、海上における人命の安全や海洋環境の保全を図るため、日本に入港する外国籍の船舶に対して、船舶の構造・設備及び海洋汚染防止機器並びに船員の資格要件等が国際条約に適合しているかどうかについて立入検査をしています。

寄港国による監督を「Port State Control:ポートステートコントロール」(PSC)と言い、PSCの業務は、本来、責任ある旗国の監督の下に関係の条約に適合した状態で運航すべき船舶が、旗国の監督不足により条約不適合の状態にある船(サブスタンダード船)に対して、寄港国の監督により条約に合致した状態にさせることを目的としています。

なお、当海事事務所には、2名の外国船舶監督官が配置されPSCを実施しています。

PSC実績隻数の推移

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
監督隻数	82	112	110	87	110
技術基準適合命令	0	4	1	0	1
是正通告	1	0	0	1	0
改善命令	0	0	0	0	0

海事産業次世代人材育成推進事業

当海事事務所では、海事思想普及のための様々な活動を行っており、これらの取り組みは、海運・造船などの海事産業で若年労働者不足が深刻化していることから、次世代を担う子供たちに海事産業への理解を深めてもらい、将来の海事に携わる人材の育成などを目的として、小・中・高校生や教育関係者などを対象に造船施設等の見学会を開催している。

平成30年度においては、以下のとおり実施した。

年月日	開催内容	参加者	概要
H30.7.9	海事産業施設見学会	山口県立下関工科高校 85名	造船所及びフェリー見学を実施
H30.11.30	海事産業施設見学会	下関市立向井小学校 44名	造船所及びフェリー見学を実施

Ⅱ 下関海事事務所の概要

1. 名称・所在地



九州運輸局下関海事事務所

〒750-0066

山口県下関市東大和町1丁目7番1号

電 話 083-266-7151

FAX 083-266-9065

Eメール

qst-shimonoseki@ml.mlit.go.jp

2. 沿革

- | | |
|----------|--|
| 昭和18年11月 | 運輸通信省が新設され門司海運局下関出張所が設置。 |
| 昭和20年 6月 | 官制改正により九州海運局下関出張所と改称。 |
| 昭和23年12月 | 九州海運局下関出張所に公共船員職業安定所が設置。 |
| 昭和27年 8月 | 船舶安全法、船舶職員法関係業務が海上保安庁から移管される。公共職業安定所の名称が船員職業安定所と改称される九州海運局下関出張所が下関分局となる。 |
| 昭和28年 3月 | 下関分局が下関支局となり、宇部支局仙崎出張所が下関支局仙崎出張所となる。 |
| 昭和29年 4月 | 下関支局に船員労務官が配置される。 |
| 昭和39年 6月 | 船員労務官が専任制になる。 |
| 昭和45年 4月 | 仙崎出張所が廃止。 |
| 昭和59年 7月 | 運輸省設置法の改正により九州運輸局下関海運支局に改称。 |
| 平成13年 1月 | 中央省庁再編等により、運輸省は国土庁、北海道開発庁及び建設省と統合し「国土交通省」発足。 |
| 平成14年 7月 | 国土交通省設置法の改正により九州運輸局下関海事事務所に改称。 |
| 平成14年10月 | 外国船舶監督官が配置される。 |
| 平成15年 4月 | 宇部海事事務所の廃止に伴い、宇部管内の管轄区域が移管される。次長制が新設される。 |
| 平成17年 4月 | 組織改正により、運航監理官と船員労務官を統合した運航労務監理官が配置。 |
| 平成18年 7月 | 課制からスタッフ制（運輸企画専門官、海事技術専門官）の配置。 |

3. 組織及び主な業務

九州運輸局 下関海事事務所	監理・運航担当	● 海事代理士、廃油処理、旅客船、内航海運、 港湾運送、倉庫業の指導・監督
	船舶担当	● 船舶の登録、造船、舶用工業、モーターボート競走の指導・監督、
	検査担当	● 船舶検査等の申請、検査証書等の交付
	船 員	● 海技免状、雇入届、船員職業紹介、失業保険
	運航労務監理官	● 旅客船・内航貨物船の運航管理、船員の安全・ 労働条件の確保、船員災害防止
	船舶検査官	● 船舶検査、船舶保安検査
	船舶測度官	● 船舶のトン数測度
	外国船舶監督	● 外国船舶の監督